

育成医療申請方法

下記のものを用意して、障害福祉課で申請手続きをしてください。

- ① 申請書 (PDF)
- ② 医学的意見書 (PDF)
- ③ 受診者本人の健康保険証（国民健康保険の場合は、加入者全員分の写しも必要です）
- ④ 同意書 (PDF)（世帯（※1）全員分の住所・氏名が必要です）
- ⑤ 所得課税証明書（1月1日（※2）時点で、鈴鹿市に住民登録のない人（鈴鹿市で所得等の確認ができない人）のみ提出してください。）
- ⑥ 収入申告書 (PDF)（1月1日（※2）時点で、④の「世帯」全員の市区町村民税が、非課税の場合のみ必要です。）

その他、治療内容により別途必要な書類がありますので、詳しくは障害福祉課までお問い合わせください。

※1「世帯」とは、受診者が加入する医療保険が健康保険、共済保険、船員保険等の場合には、扶養及び被扶養の関係にある者全員、国民健康保険、後期高齢者医療、退職国保、医師国保、建設国保等の場合には、同一保険に加入している者全員をさします。

申請期間（例）

令和3年1月1日 ←→ 6月30日 7月1日 ←→ 12月31日

令和2年度所得課税
証明書
(令和元年分所得)

※2：令和2年1月1日

令和3年度所得課税
証明書
(令和2年分所得)

※2：令和3年1月1日

☆事前申請が原則となりますので、必ず治療開始前に申請ください。

☆判定後、受給者証を発行しますので、申請から認定まで1ヶ月ほどかかります。